開発供給実施計画の
認定を受けるメリット

開発供給実施計画の認定を受けるメリット

①金融上の特例措置

日本政策金融公庫の長期低利融資	日本政策金融公庫から**長期低利の融資**※を受けられます。 ●償還期限を25年以内とする等、**大規模投資にも対応**。 ●据置期間を５年以内とし、事業者の**初期償還負担を軽減**。 ●貸付金の使途に**長期運転資金**も設定。

※開発した製品の供給の取組に必要な資金が貸付対象（研究開発の取組は貸付対象外）

②税制上の特例措置

登録免許税の軽減	認定を受けた開発供給実施計画に従って行う会社の設立、出資の受け入れ、これに伴う不動産の所有権の移転等の際の**登録免許税の軽減**を受けることができます（令和９年３月末まで）。

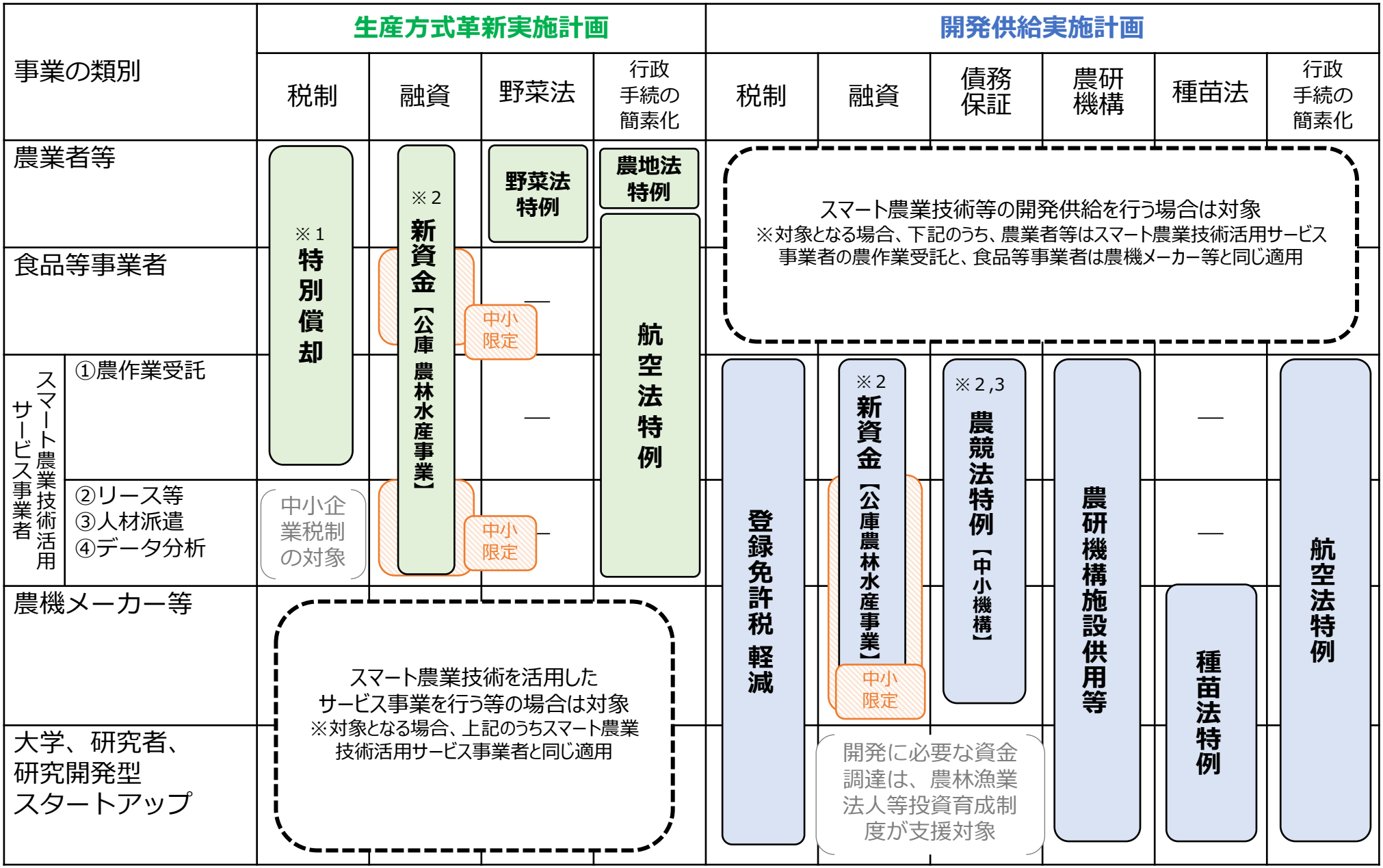
③その他の特例・支援措置

農研機構の研究開発設備等の供用等	試験ほ場やロボットトラクタなど農研機構が保有する**研究開発設備等の供用等**を受けることができます。
種苗法の特例	新品種の品種登録を行う場合の**出願料・登録料（１～６年目）が減免**されます。
農業競争力強化支援法の特例	農業競争力強化支援法に規定する事業参入に該当する場合、**中小機構による債務保証**を受けることができます。
航空法の特例	ドローン等の無人航空機による農薬散布等の特定飛行を行う場合の**航空法上の許可・承認の行政手続がワンストップ化**されます。


試験ほ場


ロボットトラクター

事業の類別毎の支援措置・特例措置の一覧



※1：上乗せ要件あり　※2：別途日本公庫や中小機構の審査が必要　※3：事業参入の場合に限る

スマート農業技術活用促進資金の創設（株式会社日本政策金融公庫法の特例）【法第12条、第18条】

■ 本法律に基づき認定を受けた事業者を資金面から後押しするため、**長期・低利の制度資金を創設**

●国から計画認定を受けた農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者、農機メーカー等が対象
●償還期限を25年以内とする等、大規模投資にも対応
●据置期間を５年以内とし事業者の初期償還負担を軽減。また、貸付金の使途に長期運転資金も設定

資金の概要

１．貸付対象者

（１）認定生産方式革新事業者
（農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者※1、食品等事業者※1）

（２）認定開発供給事業者
（農機メーカー※1、スマート農業技術活用サービス事業者等※1）

２．償還期限

25年以内（食品等事業者は10年超25年以内）

３．据置期間

５年以内

４．貸付金利

借入期間に応じて2.35%～3.75%（令和８年10月20日現在）

５．貸付限度額（融資率）

貸付けを受ける者の負担する額の80%以内

６．貸付金の使途

認定計画に従って生産方式革新事業活動又は開発供給事業※2を行うために必要な資金であって次に掲げるもの

（１）機械、ソフトウェア等の取得、施設の整備等
（２）長期運転資金（研修費、販売促進費等）

※１ 委託を受けて農作業を行う事業者以外にあっては、中小企業者に限る。
※２ 研究開発は対象外

資金の活用イメージ（例）

<農業者等>
・スマート農機や営農支援ソフトの導入（購入費、研修費）
・機械収穫に適した樹形の導入（改植費、農薬・資材費）

<スマート農業技術活用サービス事業者>
・農作業受託に必要なスマート農機の導入（購入費、研修費）
・環境モニタリング装置を活用するための人材育成（研修費）

<食品等事業者>
・鉄コンテナによる収穫・出荷体系に適した流通施設の整備
・加工向け品種への切替に伴う食品製造施設の整備

<農機メーカー>
・スマート農機を量産するための製造ラインの整備
・産地実演会や市場調査などの販路開拓の取組（販売促進費）

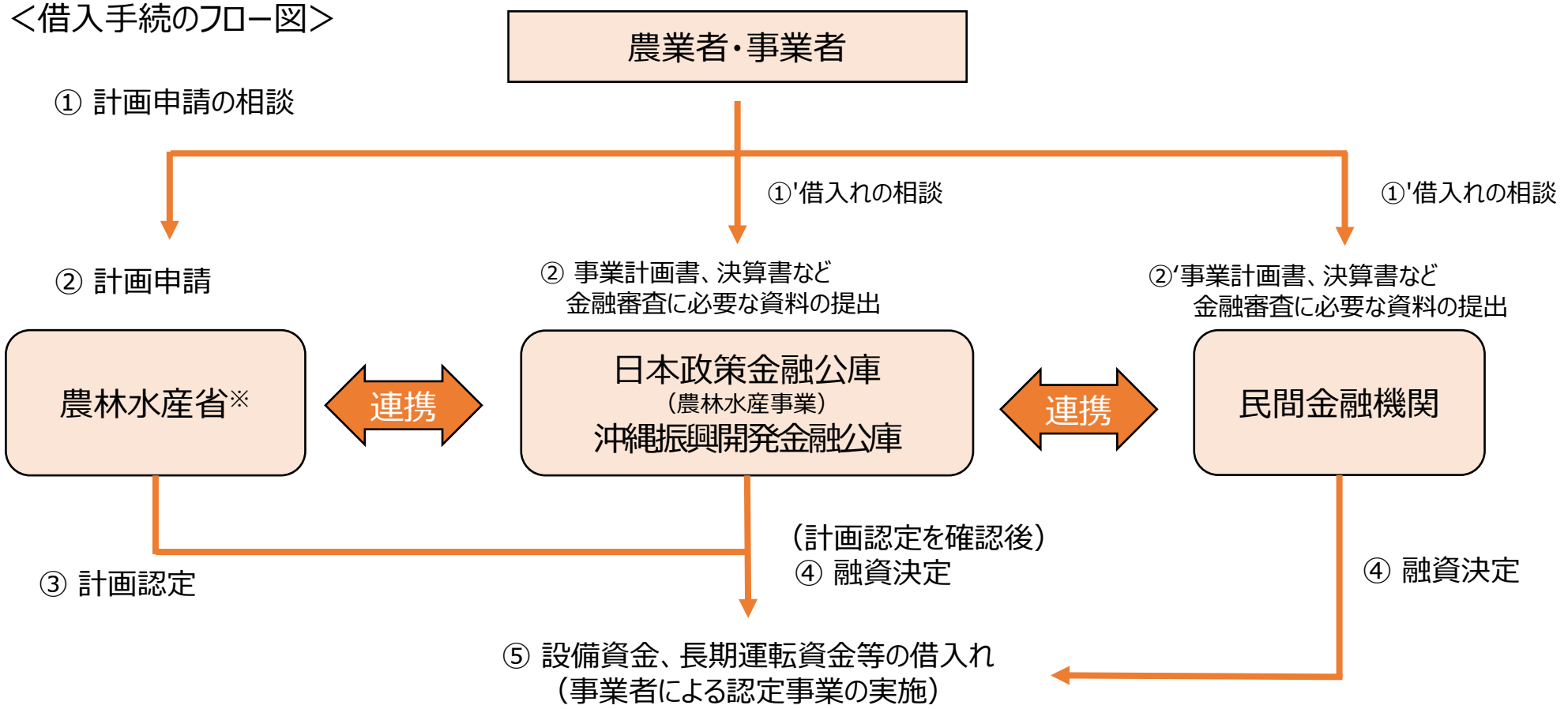

鉄コンテナを搭載した自動収穫機と自動運搬台車


ドローン講習・研修の実施

スマート農業技術活用促進資金の借入手続について

■　公庫からスマート農業技術活用促進資金を借り入れるためには、生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画を作成し、農林水産省から認定を受ける必要があります。
■　公庫・民間金融機関への借入れの相談と並行して、生産方式革新実施計画は地方農政局等へ、開発供給実施計画は農林水産省本省へ申請に向けた相談を開始してください。
■　国による計画認定のほか、資金の借入れに当たっては、公庫への融資の申請及び審査が必要です。

＜借入手続のフロー図＞



※　生産方式革新実施計画は地方農政局等、開発供給実施計画は農林水産省本省が相談・申請の窓口です。

航空法の特例（スマート農業技術の活用に伴う行政手続のワンストップ化）

【法第10条、第15条】

■ 無人航空機の活用に係る手続負担軽減のため、農業用ドローンに関する**航空法の飛行許可・承認**について、行政手続のワンストップ化が可能

航空法の特例の内容

生産方式革新事業活動や開発供給事業の一環として、無人航空機（農業用ドローン等）を使用する場合、航空法の許可・承認（下記の航空法上の手続のうち赤枠範囲）について、ワンストップで行政手続を行うことが可能です。

機体の購入 → 機体登録 → **飛行許可・承認** → 飛行計画の通報 → 飛行の実施 飛行日誌の記載※

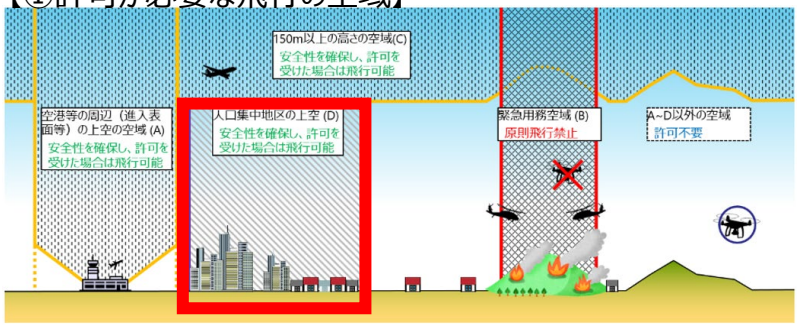
※特定飛行の場合、必要

※特定飛行の場合、必要
特定飛行以外の場合、推奨

※特定飛行の場合、必要
特定飛行以外の場合、推奨

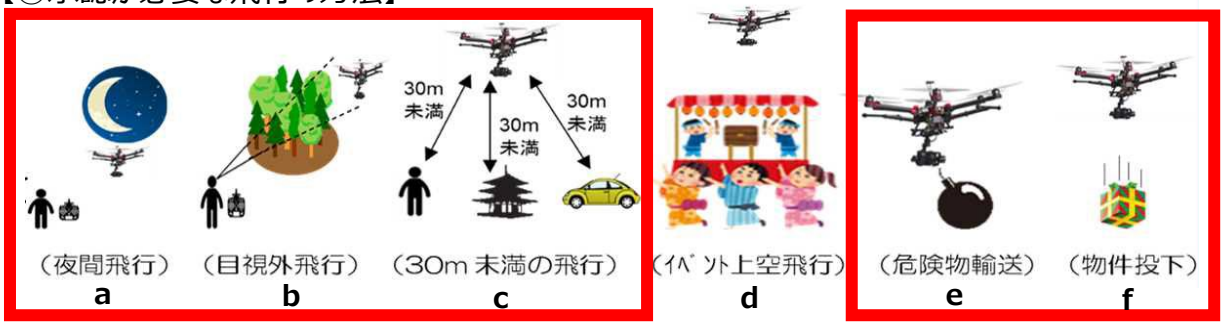
＜特定飛行の種類（赤枠の範囲がスマート法による行政手続のワンストップ化の対象）＞

【①許可が必要な飛行の空域】



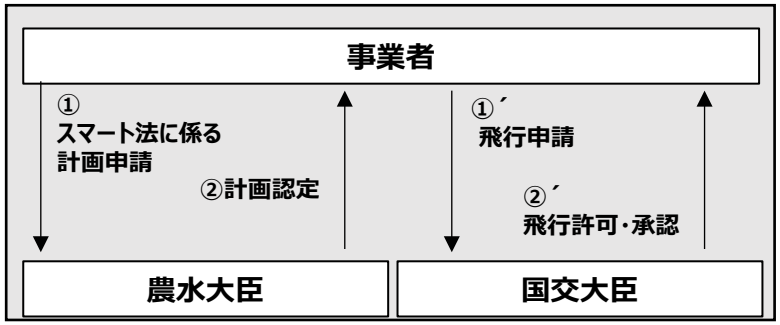
【②承認が必要な飛行の方法】

※ドローンによる農薬散布が該当

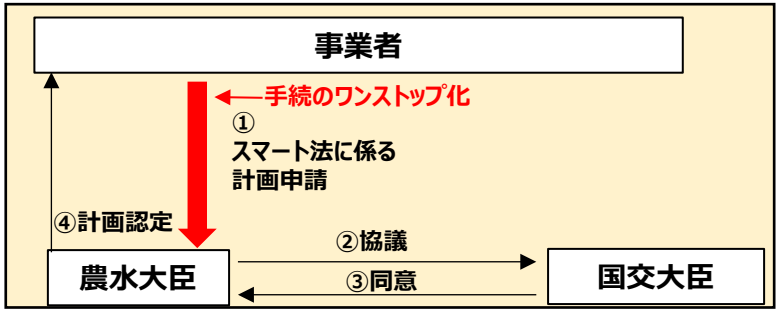


＜支援措置のイメージ＞

（手続一元化前）



本法での措置（手続一元化後）



農研機構の施設等供用

【法第17条】

○　農研機構の保有する設備等の供用や専門家の派遣を受け、研究開発・実用化に取り組むことが可能。

支援措置の内容

計画の認定を受けると、農研機構が保有するほ場や研究設備等の利用、（供用に関する）専門家の派遣を受けることが可能です。

対象者

・開発供給実施計画の認定を受けた者

※留意事項

・実際の設備等の利用に当たっては、農研機構が定める規程等に基づき、利用申請書の提出等、農研機構と必要な調整を要します。

・設備等の空き状況等によっては、供用ができない場合もありますこと、ご了承願います。

・利用期間や内容に応じ、実費相当額を要します。

・円滑な活用のため、事業者から当該措置の活用を含む開発供給実施計画の申請の相談を受けた際は、事業者の同意を得て、農林水産省から農研機構へ情報共有を行います。

＜問合せ先＞

農研機構 本部 スマート農業推進部 施設供用課

▶ お問い合わせはこちら（外部リンク）

【供用可能設備等】

＊以下は一部。供用可能な設備の一覧（リスト）は、農研機構HPで公表中。
▸ https://www.naro.go.jp/collab/sappo/index.html（外部リンク）

① スマート農業技術が組み込まれた農業機械等



ロボットトラクター



収量センサ付きコンバイン

② スマート農業技術等の開発に用いる設備等及びほ場



AI研究用スーパーコンピューター「紫峰」※1



インキュベーションラボ※1



ほ場

③ ①・②に掲げる農業機械等並びに設備等及びほ場の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

・データをまとめるための会議室　・農機を保管するための倉庫　等

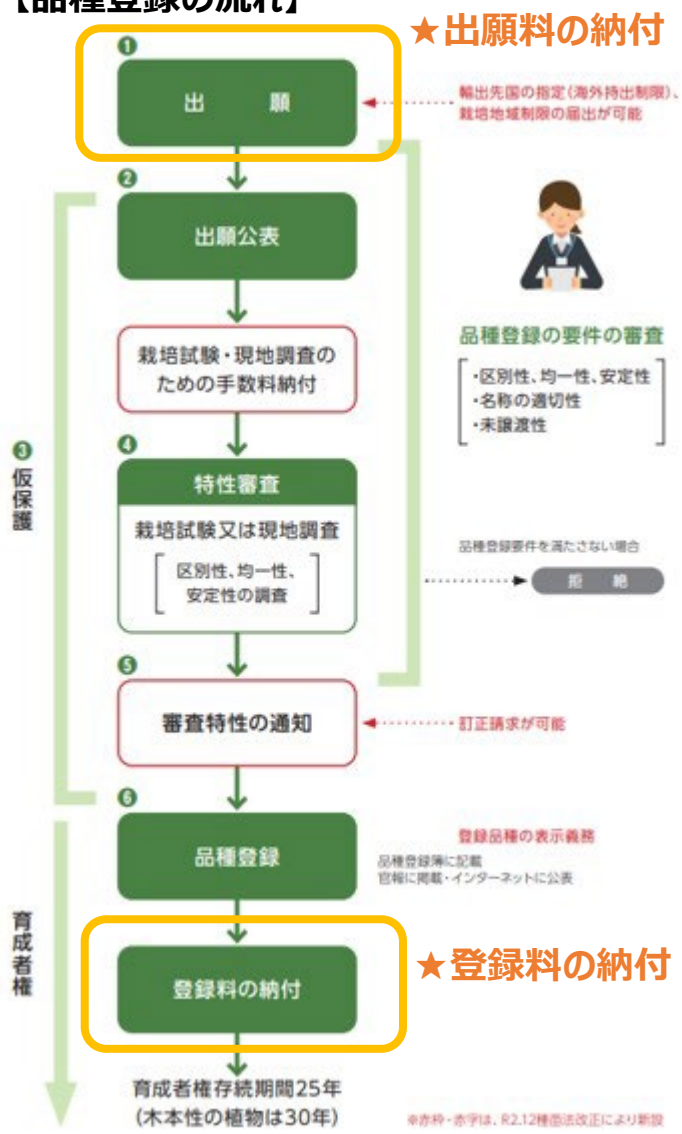
※1　農研機構との共同研究において利用可能

種苗法の特例

【法第16条】

■ スマート農業技術の効果を最大限高めるためには、当該技術に適応した新品種の育成の加速化が必要。

【品種登録の流れ】



支援措置の内容

開発供給実施計画の認定を受けると、認定開発供給事業の成果として育成された新品種について、品種登録を行う場合の**出願料・登録料（１～６年目）をそれぞれ3/４減免。**

■**出願料**：（通常）14,000円（種苗法施行規則第８条１項）

→ **（特例）3,500円**

■**登録料**：（通常） 4,500円（種苗法施行規則第19条１項）
（１-6年目）

→ **（特例）1,120円**

<スマート農業技術に適した品種のイメージ>



ロボットアーム等**機械のアクセスが容易**となる形質



茎が長く、機械収穫時の歩留まりを改善する形質



果梗枝が長く、果実の認識が容易となる形質

農業競争力強化支援法の特例（中小機構の債務保証）

【法第19条】

■ 農業競争力強化支援法の特例を措置し、事業参入を行いスマート農業技術の開発・供給を行う事業者を支援。

措置内容

農業競争力強化支援法の「事業参入」に該当し、必要事項を記載の上、開発供給実施計画の認定を受けると、(独)中小企業基盤整備機構による債務保証（当該計画を行う事業者が発行する社債及び借入れに対する保証）を活用可能。

＜(独)中小企業基盤整備機構による債務保証の内容＞
保証割合：借入の元本の50%
保証限度額：25億円/１認定計画
※信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの（信用保証制度の対象外である場合や、同制度の保証枠を使い切っている場合など）が対象

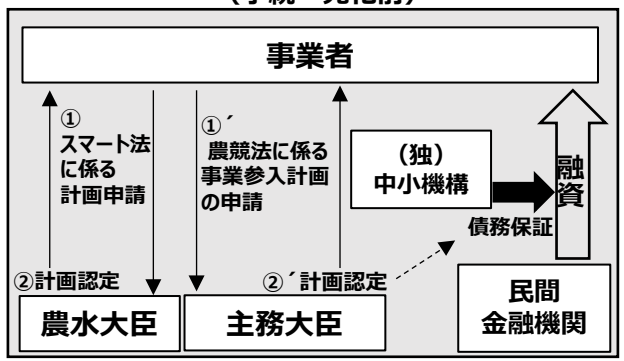
主な対象者

・農業競争力強化支援法の「事業参入」※に該当し、開発供給事業計画の認定を受けた者

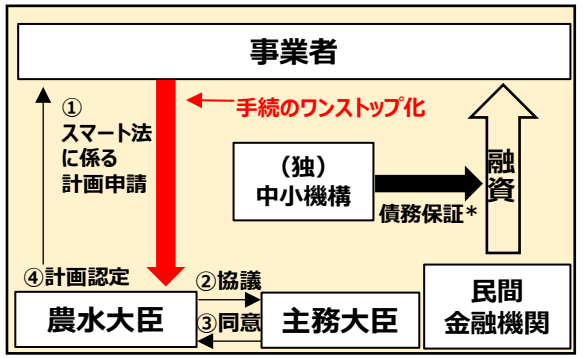
※農業競争力強化支援法の「事業参入」の主な要件
・以下の業種に該当すること
①農業用機械製造事業
②農業用ソフトウェア作成事業
③農業用機械の利用促進に資する事業
④種苗の生産卸売事業
・新たに事業を行うものであること
・良質かつ低廉な農業資材の供給を実施し、目標を設定
・適正な競争を阻害するものでないこと　等
⇒**開発供給実施計画の添付として必要事項を記載**

＜支援措置のイメージ＞

（手続一元化前）



本法での措置（手続一元化後）



※留意事項
・国による計画認定のほか、中小機構による債務保証を受けるには、中小機構へ債務保証の申込み及び審査が必要です。
・円滑な支援措置の活用のため、事業者から当該措置の活用を含む開発供給実施計画の申請の相談を受けた際は、事業者の同意を得て、農林水産省から中小機構へ情報共有を行います。

登録免許税の軽減

■　国が定める**開発供給事業の促進の目標**に沿ったスマート農業技術等の開発、当該技術を活用した**農業機械等やスマート農業技術活用サービスの供給**を行う既存の農機メーカーや公設試、スタートアップ等の多様なプレーヤーの参入・協業を後押しするため、認定を受けた開発供給実施計画に従って行う会社の設立、出資の受入れ、これに伴う不動産の所有権の移転等の際に**登録免許税を軽減**※（令和９年３月末まで）。

※計画の認定を受けてから１年以内に行う登記に限ります。

	会社の設立	出資の受入れ	会社の合併	会社の分割
軽減税率	0.7%→0.35%（**0.35%軽減**） 不動産の所有権の移転 2.0%→1.6%（**0.4%軽減**）	0.7%→0.35%（**0.35%軽減**） 不動産の所有権の移転 2.0%→1.6%（**0.4%軽減**）	0.15%→0.1%（**0.05%軽減**） ※存続会社の資本金が増加する場合、消滅会社の資本額を超える金額分は0.7%→0.35%（0.35%軽減） 不動産の所有権の移転 0.4%→0.2%（**0.2%軽減**）	0.7%→0.5%（**0.2%軽減**） 不動産の所有権の移転 2.0%→0.4%（**1.6%軽減**）
想定ケース（例）・特例の効果	スマート農業技術等を開発する会社の設立 **株式会社A** ■設立時資本金：5,000万円 ■主な事業内容： 自動収穫ロボットの開発 **資本金5,000万円の新会社を設立** 資本金5,000万円×0.35% =17.5万円 **軽減額：17.5万円**	更なるスマート農業技術等の実用化のための資金調達 **株式会社B** ■事業内容： 茶のロボット摘採機の開発 **5億円の資金調達（増資）を実施** 増資額５億円×0.35%=175万円 **軽減額：175万円**	新たなスマート農業技術等の開発に必要な知見を有する企業との合併 **株式会社C**（存続会社） ■大手農薬メーカーとの差別化を図りたい中小農薬メーカー ■資本金：1億円 **吸収合併**し、散布ロボットに合わせた農薬の開発・登録 株式会社D（消滅会社） ・高機能農薬散布ロボット開発メーカー ・資本金：5,000万 ・所有権移転不動産：5億円（評価額） **吸収合併により資本金を1.5億円に増加** 資本金増加額5,000万円×0.05% ＝2.5万円 取得不動産５億円×0.2%＝100万円 **軽減額：102.5万円**	開発したスマート農業機械を用いたサービス事業展開のための分割 **新会社：株式会社E** ■資本金：5,000万円 ■事業内容： 株式会社Fが開発した自律走行型農作業ロボットによる農薬散布作業の受託 **分割**し、農薬散布作業受託を行う新会社を設立 **株式会社F** ・資本金：1億円 ・事業内容：農作業ロボット・IoTデバイスの研究開発　等 **分割により資本金5,000万円の新会社を設立** 資本金5,000万円×0.2%＝10万円 **軽減額：10万円**